

# 所沢市立学校における 働き方改革基本方針

(所沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画)



所沢市教育委員会

令和8年4月改定

# 所沢市立学校における働き方改革基本方針

|   |                                     |   |
|---|-------------------------------------|---|
| 1 | 目 的                                 | 1 |
| 2 | 位置付け                                | 2 |
| 3 | 目 標                                 | 2 |
| 4 | 期 間                                 | 3 |
| 5 | 目標達成に向けた三つの視点と主な取組                  | 3 |
|   | <b>視点1</b> 学校における業務改善・支援体制の整備       | 4 |
|   | <b>視点2</b> ウェルビーイングの向上と働き方への意識改革の推進 | 5 |
|   | <b>視点3</b> 学校を支える体制の構築              | 6 |
| 6 | 関連する取組、今後のフォローアップ                   | 7 |

# 1 目的

## 働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する

前基本方針では、「働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る」を目的に掲げ、働き方改革を推進してきました。

本市においては、平成28年度から「所沢市立小中学校県費負担教職員の業務負担軽減検討委員会」を設置し、学校における業務負担軽減策について協議し、「学校・園の業務負担軽減に向けた実践事例・アイデア集」（令和4年度）や「所沢市『業務改善推進シート集』」（令和6年度）を作成し、具体的な取組を各学校に周知してきました。また、学校では、会議や行事の削減、事務の効率化、教育委員会では、出退勤記録システム「TK4-PS」の導入や提出文書の簡略化・削減、留守番電話の導入や保護者連絡ツールといった、実効性のある取組を進めてきました。さらに、「所沢市教育振興基本計画」や「所沢市教育行政推進施策」においても、ICT環境の整備、校務支援システムの導入、家庭・地域との連携推進、学力向上支援講師や各種支援員等の人的支援など、様々な角度から、その目標達成に向けて取り組んでいるところです。

こうした取組により、令和6年度に県が実施した「教職員の勤務状況調査」において、本市における教職員の時間外在校等時間の状況は以下のとおりでした。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】（休日・週休日を含む）

|     | 月45時間超の割合 |        |       | 月80時間超の割合 |        |       | 年間        |
|-----|-----------|--------|-------|-----------|--------|-------|-----------|
|     | R6.6月     | R6.11月 | R7.3月 | R6.6月     | R6.11月 | R7.3月 | 360時間超の割合 |
| 小学校 | 22.8%     | 18.8%  | 18.2% | 0.4%      | 0.0%   | 0.9%  | 48.7%     |
| 中学校 | 45.1%     | 33.5%  | 30.1% | 5.6%      | 2.3%   | 2.1%  | 55.7%     |

全体の平均在校等時間は年々減少傾向にあり、取組の成果が見られますが、年間360時間を超える割合が小学校48.7%、中学校においては55.7%と多くなっており、今後も目標達成に向けて更なる業務の工夫・改善に取り組んでいく必要があると言えます。

これらを踏まえ、所沢市教育委員会では、埼玉県教育委員会が改定した「学校における働き方改革基本方針」を受け「所沢市立学校における働き方改革基本方針」を改定し、目的を「働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する」と改めました。また、本方針は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、「所沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を兼ねるものとします。

教職員が心身ともに健康であり、授業やその準備を始めとした専門性に基づく教育活動に専念することで学校教育の質の維持向上を図ることが「子供たちへのよりよい教育の実現」につながるという考え方の下、教職員の負担軽減や長時間勤務の解消に継続して取り組み、目的の実現に向けた働き方改革を推進していきます。

## 2 位置付け

学校における働き方改革を進めるためには、各学校がその実態に応じた取組を進めることができるよう、設置者である所沢市教育委員会が、所沢市立学校における働き方改革の基本的な考え方、目標を含む方針を策定することが必要です。

本方針は、埼玉県教育委員会が改定した「学校における働き方改革基本方針」との整合性を図った上で、所沢市教育委員会の方向性を定めるものです。

また、本方針については、今後、国や県の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行い、継続的に学校の働き方改革に取り組んでいきます。

## 3 目標

「子供たちへのよりよい教育の実現」につなげるためには、教員が心身ともに健康であることが必要であり、前基本方針の目標を達成していない状況であることから、在校等時間に係る目標は継続します。

また、働き方改革を推進するためには、「効果的・効率的な業務」の推進や、仕事と子育ての両立など、教職員のニーズに応える「多様なワークライフスタイル」を可能としなければなりません。さらに、効率化や多様化によって新たに時間が生み出され、「未来の自分への投資時間の確保」ができることが、教職員としての更なる資質向上につながっていきます。

その実現に向けて、時間だけでは推し量れない教職員としての『働きやすい』『働きがいがある』職場環境の確立」を新たな目標として設定しました。

在校等時間の縮減に向けて実効性ある取組を推進しつつ、教育の質の維持向上を図ることに加え、教職員のウェルビーイングを高めながら、子供たちへのよりよい教育を実現できるよう、働き方改革を推進していきます。なお、今後、国や県における働き方改革の動向や勤務実態等もふまえて、適宜目標を見直していきます。

### 【ウェルビーイング\*】

○所沢市立小・中学校は「働きやすい」「働きがいがある」職場環境を確立する。

学校評価（教職員対象）において、上記内容を含む割合80%以上を目指す。

### 【時間外在校等時間】

①1か月の時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合100%を目指す。

②1年間における1か月の時間外在校等時間の平均時間が

30時間程度となることを目指す。

★行政職員等（事務職員等及び学校栄養職員）については、いわゆる「36協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」等の上限規制が適用される。

#### ウェルビーイングとは・・・

○身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

○多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

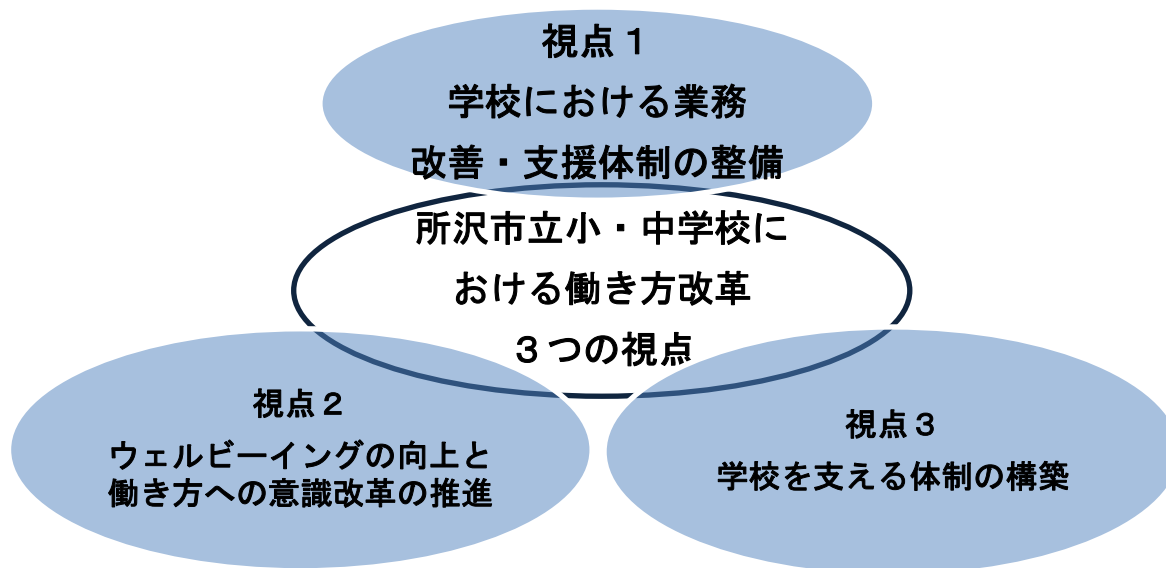
## 4 期間

目標の達成期間は、3年間（令和8年～令和10年）を目途とする。  
なお、毎年度取組内容を整理し、実情に応じて、必要な更新を行う。

## 5 目標達成に向けた3つの視点と主な取組

本方針では、本市に勤務する教職員の勤務実態の課題を改善し、前項で示した数値目標を達成するとともに、職場環境を確立するため、「学校における業務改善・支援体制の整備」、「働き方・仕事の進め方に対する意識改革の推進」、「学校を支える体制の構築」の3つの視点に基づいて、具体的な取組を進めていきます。

### 3つの視点について



## 視点1 学校における業務改善・支援体制の整備

### ○ 学校の業務改善の推進

- 「所沢市立小中学校県費負担教職員の業務負担軽減検討委員会」において、教職員が本来担うべき業務に専念し、子供と向き合える時間を確保するとともに、教職員一人一人が健康管理も含め、持っている力を十分に発揮できる環境を整えていけるよう、引き続き、具体的な取組を検討・実施していきます。
- 他の自治体や学校における教職員の負担軽減策の先行事例等を参考にするとともに、実施へ向けた検討を行うなど、学校の業務の更なる効率化を推進します。その際、「埼玉県業務改善スタンダード（小・中学校版）」や「埼玉県業務改善スタンダード活用事例集」を各学校に周知し、学校の実情に応じて活用するよう働き掛けます。
- 各学校において、業務の効率化、会議や行事等の精選を図るなど、実態に応じ、主体的に業務改善に取り組むよう促します。

### ○ 校務の情報化の更なる推進

- 引き続き、校務支援システムC4t hやtetoruの機能充実と積極的な活用を推進します。
- 優れた学習指導案や教材等を共有し、教員が教材づくり等の授業準備に掛ける時間を削減し、効率化を図れるよう活用を促します。

### ○ 労働安全衛生法に基づく職場改善

- 労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制を整備します。

### ○ 研修及び会議の見直し

- 本市が独自に行っている研修や会議等について、県主催の各種研修と内容の重複がある場合、内容の見直しや縮減、効果的な研修になるような実施方法について検討します。

### ○ 学校へ依頼する資料や調査等の軽減

- 本市教育委員会が実施する学校訪問について、過度な対応は必要ない旨や訪問の際の資料等の簡略化等について、各学校に周知します。
- 調査研究事業等で学校へ調査を依頼する場合は、既に実施した調査や公表数値等を活用することができないか検討し、調査回数や内容、項目の見直し、削減をします。また、実施した調査については、関係機関で情報を共有します。

### ○ 各種行事等の縮減

- 本市で実施されている体育的行事や文化的行事等については、児童生徒や教職員の健康や安全に配慮し、行事の厳選や事前の取組を含めた実施運営上の見直しについて、関係団体と連携して検討します。
- 週休日等に実施される大会や記録会、コンクール等において、安易に学校職員を運営要員としないように、大会や記録会、コンクール等の縮減を含んだ負担軽減を図るよう、主催団体等に働き掛けます。
- 各学校で行われている業前活動（部活動の朝練習を含む。）について、始業前には原則行わないなど見直すとともに、すでに見直している場合は継続するよう働き掛けます。

## 視点2 ウェルビーイングの向上と働き方への意識改革の推進

### ○ 教員としての充実感の向上

- 児童生徒と向き合う時間を確保し、働きがいや充実感といった教職員のウェルビーイングを高めることが、よりよい教育の実現に不可欠であるという視点から、業務の効率化の推進を促します。
- 職場の心理的安全性の確保、働きやすい職場環境の確立、教職員の働きがいの高揚が図れるよう、校長会や教頭会等の機会を通じて職場環境の改善に向けた取組を共有します。

### ○ 時間外在校等時間の管理

- 今後も継続して、出退勤記録システム「TK4-P S」等を活用し、教職員の時間外在校等時間の客観的な把握を行い、その結果を今後の取組に活かします。
- 長時間勤務の教職員に対して、管理職による面談を実施し、業務改善について具体策を検討するよう、校長会等で指導します。
- 各学校において、一人一人の教職員がワークライフバランスを意識しながら勤務するよう、啓発を図ります。

### ○ 教職員の健康管理の推進及び福祉の確保

- 毎年、ストレスチェックを実施し、実施後も分析結果等も活用して職場改善を推進します。また、心の相談窓口も設置します。
- 長時間勤務や高ストレスの教職員に対して、産業医等による面接指導を勧奨します。
- 面接指導を受けた教職員への校内協力体制の確立や校務分掌の見直しなどの適切な対応について、各学校に働き掛けるとともに、健康維持増進の視点から休暇等取得促進を呼び掛けます。

### ○ 「ふれあいデー」及び「サマーリフレッシュウィーク」、「埼玉県民の日」の閉庁日の設定の推進

- 各学校に対し、「ふれあいデー」及び「サマーリフレッシュウィーク」、「埼玉県民の日」に関する趣旨を確実に周知するとともに、実施状況を適切に把握し、適正に実施するよう引き続き働き掛けます。また、保護者や地域に対しても丁寧な説明を行うように働き掛けます。
- 各学校に対し、保護者や地域への緊急連絡先の周知など、緊急対応に支障がないように配慮するよう働き掛けます。

### ○ 週休日の振替や休暇等の取りやすい職場環境の整備

- 週休日の振替等、週休日の確保が適切に行われるよう、校長会等で引き続き指導します。
- 教職員に対して「休暇案内」や「子育て応援ハンドブック」等を配付し、説明することにより、制度等の一層の理解を深めます。
- 職場全体における育児や介護、傷病の支援に係る意識啓発を促し、働きやすい職場環境づくりを目指します。
- 休暇制度等について、国や県の動向を踏まえ、取得手続の簡略化を検討します。
- 妊娠教職員の勤務軽減の改善に向けて、あらゆる機会を捉えて県に要望します。
- 産前産後休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について早期に把握し、適切にサポートできる体制を整えるなど速やかに職場全体を支援します。また、男性職員の育児休業に関する制度の周知を行うなど、男性職員の育児休業の取得促進を図ります。

## 視点3 学校を支える体制の構築

### ○ 各種支援員等の配置の継続

- 学校へ配置している、学力向上支援講師、学習支援員、特別支援教育支援員、小学校外国語支援員、心身障害児介助員、学校司書、校内教育支援サポーター等について、各種事業の趣旨や目的、負担軽減の効果を検証し、今後も支援体制の充実を図ります。
- 中学校における部活動の技術指導や大会、練習試合等の引率等を行うことができる部活動指導員配置の拡充に努め、部活動指導に係る負担軽減を図っていきます。

### ○ 専門職員の活用及び障害者雇用の推進

- 児童生徒や保護者の多様な悩みへの対応のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置と活用に努めます。
- 学校法律相談事業を継続し、専門的な知識を有する弁護士による法的な視点からの学校への支援に引き続き取り組みます。
- 県教育委員会と連携し、障害者が働きやすい職場をつくるために必要な条件整備に努めます。

### ○ 教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進

- ホームページやリーフレット等を活用し、「学校における働き方改革基本方針」の取組について、保護者・地域の理解促進を図ります。
- 本市でこれまで取り組んできた「地域と共に歩む学校づくり」は継続しながらも、本基本方針に係る取組について、学校運営協議会等も活用しながら、保護者・地域の理解促進を図ります。
- 地域や外部団体主催の行事等に関しても、これまでは必要に応じて教職員が参加してきましたが、地域の実情に応じて、負担を考慮した参加について協議していきます。
- 各学校の実情を踏まえながら、既存の組織等を活用した地域ボランティアの支援等を検討していきます。
- 学んだことを実社会で活かすことを目的に、各学校の実情を踏まえながら、地域や社会の人的・物的資源の活用について検討していきます。
- 関係団体等に大会やコンクール等の開催や、学校への配付物等についての精査・縮減を図るよう働き掛けます。
- 中学校における部活動の実施に当たっては、生徒及び教職員の心身のバランスの取れた生活を推進する観点からも、所沢市「設置する学校に係る部活動の方針」に則った「学校の部活動に係る活動方針」を各中学校で策定し、生徒及び保護者に対して丁寧に説明を行うとともに、学校の教育目標や目指す学校像、各学校の状況に応じて柔軟に対応できるよう配慮します。
- 各中学校における「ノ一部活動デー」について、状況を踏まえた設定を各校に働き掛けるとともに、保護者・地域に対して、趣旨も含めて周知するように促します。
- 各学校の状況を踏まえ退校時間を設定するように働き掛けるとともに、保護者・地域に対して趣旨も含めて周知するように促します。

## 6 関連する取組、今後のフォローアップ

- 取組の着実な実行を図るため、市内各小・中学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、本方針（計画）に掲載し、ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告します。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組みます。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標についても、本市で導入しているストレスチェック等の結果も把握し、総合的に判断して設定します。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本方針（計画）の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉えて各学校へ本方針（計画）の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）における協議等も踏まえつつ、本方針（計画）に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- 保護者・地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組んでいきます。